美里町介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業支給費の額等を定める要綱

平成28年3月31日

告示第18号

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の３第２項に規定する介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の63の２第１項第３号に規定する市町村が定める額（第１号事業支給費）及び同号に規定する市町村が定める割合（第１号支給費割合）を定めるものとする。

（第１号訪問事業及び第１号通所事業に要する費用の額）

第２条　第１号訪問事業及び第１号通所事業に要する費用の額は、別表第１に定める単位数にそれぞれのサービス区分の１単位の単価を乗じて算定するものとする。

（第１号介護予防支援事業に要する費用の額）

第３条　第１号介護予防支援事業に要する費用の額は、別表第２に定める単位数にそれぞれのサービス区分の１単位の単価を乗じて算定するものとする。

（１単位の単価）

第４条　費用の額の算定に要するサービス区分の１単位の単価は、10円とする。

（第１号事業支給費の割合）

第５条　第１号事業支給費の支給割合は、次に掲げる割合とする。

　(1)　第１号訪問事業及び第１号通所事業　100分の90

　(2)　第１号介護予防支援事業　100分の100

２　法第59条の２各号列記以外の部分に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第１号事業支給費について前項第１号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

　　附　則（平成29年5月11日告示第17号）

（施行期日）

第１条　この要綱は、公布の日から施行し、平成28年４月１日から適用する。

（平成28年熊本地震被災被保険者に係る第１号事業支給費の割合の特例）

第２条　平成28年熊本地震（平成28年４月14日及び平成28年４月16日に発生した地震による災害をいう。以下「災害」という。）により被害を受けた介護保険の被保険者であって、災害により次の各号のいずれかに該当することとなったものに係る第１号支給事業費の支給割合は、第５条の規定にかかわらず、100分の100とする。

(１)　その居住に係る住家の全半壊、全半焼若しくはこれに準ずる被災があったこと。

(２)　主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(３)　主たる生計維持者の行方が不明であること。

(４)　主たる生計維持者が業務を廃止、または休止したこと。

(５)　主たる生計維持者が失職し、現在収入がないこと。

２　支給費の割合の特例を受けようとする者の申請等に関しては、美里町介護保険条例施行規則（平成25年美里町規則第６号）の規定を準用する。

（特例の適用期間）

第３条　前条の規定による支給割合は、平成28年４月１日から平成29年９月30日までの間に受けたサービスについて適用する。

別表第１（第２条関係）

第１号訪問事業及び第１号通所事業支給費単位表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス区分 | 提供区分 | 算定単位 | 単位数 | 備考 |
| 訪問型サービスＡ | 通常の提供 | １回 | 250単位 | 注１　利用者に対して、指定事業所の訪問介護員等が別に定める訪問型サービスＡを行った場合に算定する。注２　訪問型サービスＡは、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対し日常生活に必要な家事等とし、１回30分以上１時間未満とする。 |
| 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 | １回 | 225単位 |
| 初回加算 | １月 | 200単位 |  |
| 通所型サービスＡ | 通常の提供 | １回 | 500単位 | 注１　利用者に対して、指定事業所において別に定める通所型サービスＡを行った場合に算定する。注２　通所型サービスＡは、引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを行った場合、１日につき所定単位を算定する。 |
| 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者にサービスを行う場合 | １回 | 400単位 |
| 定員超過の場合 | １回 | 400単位 |

別表第２（第３条関係）

第１号介護予防支援事業支給費単位表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス区分 | サービス内容 | 算定単位 | 単位数 | 備考 |
| 介護予防ケアマネジメントＡ | 原則的な介護予防ケアマネジメント | １月 | 430単位 | 利用者に対して、原則的な介護予防ケアマネジメントを行った場合に算定する。 |
| 介護予防ケアマネジメントＢ | 簡略化した介護予防ケアマネジメント | １月 | 350単位 | 利用者に対して、サービス担当者会議を必要時に実施するなど簡略化した介護予防ケアマネジメントを行った場合に算定する。 |
| 介護予防ケアマネジメントＣ | 初回のみの介護予防ケアマネジメント | １月 | 300単位 | ケアプランを作成せず、初回のみ簡略化した介護予防ケアマネジメントを行った場合に算定する。 |
| 介護予防ケア初回加算 | 初回加算 |  | 300単位 | 新規にケアプランを作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合に所定単位数を加算する。 |
| 介護予防ケア小規模多機能連携加算 | 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 | １月 | 300単位 | 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を算定する。ただし、この場合において、利用開始日前６月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は算定しない。 |